

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 11 月 8 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市都市局市街地整備部総務課庶務係
(電話：011-211-2555、FAX：011-218-5176)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 都市局事務室間仕切り作成及び設置業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 12 月 26 日まで
- (4) 入札方法

予定総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年～令和 7 年度の札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設小規模修繕業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 事業所（本店、支店等）の所在地が札幌市内にあること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 6 年 11 月 18 日（月）17 時 00 分（送付による場合は必着）
- (3) 入札書の提出方法

ア 原則として郵送によること。ただし、開札場所への直接持参も可とする。

イ 入札書は、札幌市都市局市街地整備部の一般競争入札等に係るホームページで公表されている様式にて作成し、直接に提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年11月19日（火）12時00分開札〔都市局事務室間仕切り作成及び設置業務〕の入札書在中」と記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

ウ 送付により提出する場合は、二重封筒とし、外封に「令和6年11月19日（火）12時00分開札〔都市局事務室間仕切り作成及び設置業務〕の入札書在中」と記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(4) 開札の日時及び場所

令和6年11月19日（火）12時00分

札幌市役所本庁舎7階 札幌市都市局市街地整備部総務課事務室内

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした

入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。